

○経済産業省告示第九十四号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月八日から施行する。

平成二十三年四月八日

経済産業大臣 海江田 万里

附則中「平成二十三年四月十三日」を「平成二十四年四月十三日」に改める。

